

## 既修得単位等の認定に関する規程

運営委員会  
平成23年4月1日制定

(目的)

**第1条** この規程は、学則第19条の4による既修得単位等の認定に関して必要な事項を定める。

(認定科目、単位、評価)

**第2条** 前条の単位認定は、当該授業科目に相当する授業科目が本学に開講されている場合に行うことができる。

2 認定した単位の評価は、すべてN（認定）として処理するものとする。

(手続)

**第3条** 第1年次入学者で既修得単位の認定を願ひ出る者は、次の書類を所定の期日までに教務課へ提出するものとする。

(1) 既修得単位認定願

(2) 既修得単位の単位修得・成績に関する証明書

(3) 既修得科目等の講義内容や講義時間数を記載した書類

(単位の認定)

**第4条** 前条の単位認定は、教授会の意見を聞いて学長が行う。

(改廃)

**第5条** この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて学長が行う。

### 附則

1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。

3 この規程は、改正（第3条、第4条、第5条）により平成27年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。